特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に 関する制度の運用開始に向けた 検討状況について

2023年6月

特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の運用開始に向けたスケジュール(現時点の案)

基本指針 閣議決定 4月28日



6月中旬

政令案等のパブリックコメントを順次開始





※上記政省令の策定後、下記省令の検討・パブリックコメントを順次開始

秋頃

技術的な解説の作成・公表(可能なものから随時作成・公表予定)

<Q&Aやガイドラインを作成する事項の例>

- 再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方
- クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方
- 「軽微な変更 となるプログラムの変更に関する考え方
- 設備の導入に携わる事業者として導入等計画書に記載する範囲の考え方



1. 規制対象に関する規定の検討状況

- 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における規制対象の 考え方
- 規制対象(特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成 設備)の案

2. 届出手続等に関する規定の検討状況

- ・ 導入等計画書の記載事項の考え方
- ・ リスク管理措置の考え方
- 再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方

3. 参考(技術的な解説等の検討状況)

- ・ クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方
- ・「軽微な変更」となるプログラムの変更に関する考え方
- ・ 特定重要設備の導入に携わる事業者についての考え方
- ・ 特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報についての考え方
- ・ 特定社会基盤事業者と実質的に同一と考えられる者等についての考え方
- ・ 入札と本制度における審査との関係

特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における規制対象の考え方

特定社会基盤事業・特定社会基盤事業者の指定に関する考え方

基本指針における記載

- ▶ 特定社会基盤事業は、法第50条第1項各号に掲げる事業の中から、特定社会基盤役務(「①国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穏を損なう事態が生じ得るもの」又は②「国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるもの」)の提供を行うものを政令で定める。
- ▶ 特定社会基盤事業者の指定基準は、①事業規模又は②代替可能性のいずれか又はその両方を考慮し、事業ごとの実態を踏まえて定める。
- ▶ 特定社会基盤事業者の指定は、①適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮すること、②中小規模の事業者の指定についてはより慎重に検討を行うことに留意して行うこととする。

<特定社会基盤事業の案(例)>

一般送配電事業、水道事業、第一種鉄道事業、銀行業 ※対象としない事業の例:小売電気事業、簡易水道事業、衛星基幹放送

<特定社会基盤事業者の指定基準の案(例)>

給水人口(水道事業)、運航便数のシェア(航空運送事業)、5G開設計画の認定の有無(電気通信事業)

特定重要設備・重要維持管理等に関する考え方

基本指針における記載

- ▶ 特定重要設備は、例えば「その機能が停止又は低下すると、役務の提供ができない事態を生じ得る設備」、「その機能が停止又は低下すると、役務の提供は停止しないが、役務が備えるべき品質・機能等が喪失又は低下した状態を生じ得る設備」、「その機能が停止又は低下すると、役務の提供を直接阻害するものではないが、安定的な提供の継続を阻害し得る設備」を特定社会基盤事業の実態等を踏まえて考慮し、定める。
- ▶ 重要維持管理等は、特定重要設備の実態を踏まえ、必要な範囲に限って定める。
- ▶ 特定重要設備及び重要維持管理等を定める省令の立案に当たっては、①適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること、②特定社会基盤役務の提供に当たって過度な負担を生じないよう対象は真に必要な範囲に限定することに配慮する。

<特定重要設備の案(例)>

需給制御システム(一般送配電事業)、浄水施設の監視制御システム(水道事業)、列車運行管理システム(鉄道事業)、電気通信設備の制御機能を有する設備(電気通信事業)、預金・為替取引システム(銀行業)、取引認証設備(クレジットカード)

<重要維持管理等の案(例) > ※詳細な範囲等は各省において検討中

システムの保守点検、システムの運用

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
	小売電気事業				
		電気事業法第2条第1項第9 号に規定する一般送配電事	需給制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	システムの保守点検	・需給制御業務アプリケーションソフトウェア・監視制御サーバ・需給演算サーバ
		業者 (全者を指定)	系統制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	システムの保守点検	系統制御業務アプリケーションソフトウェア監視制御サーバ操作サーバ
		11号に規定する送電事業者	系統制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・系統制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・操作サーバ
① 電気	配電事業 11号の3に		需給制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検・システムの運用	・需給制御業務アプリケーションソフトウェア・監視制御サーバ・需給演算サーバ
			系統制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・系統制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・操作サーバ
		_	_	_	
	発電事業	所有する発電設備: 発電設備でとの出力が50万kW以上 ※我が国の発電容量の大半を確保できる数値として設定。	出力制御装置 ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・発電所制御業務アプリケーション・監視制御サーバ・各種制御装置
	特定知 供給事業	※発電事業と同様。	エネルギーマネジメント システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・アグリゲーション業務アプリケーション ・VEN(Virtual End Node)サーバ

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
	ガス小売事業		_		
<u>ک</u>	一般ガス導管事業	※我が国の需要家数の大宗を確保でき	御システム	・システムの保守点検 ・システムの運用	・OS ・アプリケーション ・ファームウェア ・監視制御サーバ ・保守サーバ
	特定ガス導管事業	一些刀,但同生关于八哨局	高中圧ガス供給設備制御システム ※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・OS ・アプリケーション ・ファームウェア ・監視制御サーバ ・保守サーバ
	ガス製造事業	製造設備の能力が20万㎡ /h以上である製造所を維持・ 運用する事業者 ※我が国のガス製造能力の大宗を確保 できる数値として設定。	ガス製造設備制御システム ※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・OS ・アプリケーション ・ファームウェア ・監視制御サーバ ・保守サーバ ・制御装置
③ 石油	石油精製業	1日の処理能力が150KL以上の蒸留設備をもつ事業者 ※石油精製業の全事業社を指定(石油備蓄確保法上の石油精製業に該当する数値基準と同値)。	制御システム ※石油供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検	・CPU(演算処理装置) ・制御アプリケーション ・ファームウェア
			制御システム ※石油ガス供給のため重要な中 央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・制御アプリケーション ・サーバ装置 ・統合コントローラー 6

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
					・浄水処理の監視制御に関するOS ・浄水処理の監視制御に関するミドルウェア
④ 水道	水道用水供給事業	超	システム システム ※浄水処理のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・浄水処理の監視制御に関するアプリケー ション(直接監視及び制御に関わらない 補助的なものは除く) ・浄水処理の監視制御サーバ
	簡易水道事業	_	_	_	_
⑤ 鉄道		以上 ※中長距離輸送における大量、高速、 字時性の組占から、仕禁困難性に差異	列車運行管理システム ※列車運行のため重要な進路 制御を集中的に行うことから対 象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・OS・進路制御系に係るアプリケーション・認証装置・進路制御系に係るサーバ装置・進路制御系に係るネットワーク装置
⑥ 貨物自動車運送	一般貨物目動車連送事業	・実車キロ、輸送トン、車両数のシェア: いずれも5%以上かつ ・全国に営業所を設置 ※それぞれのシェアのカバー率に着目し、その3割程度をカバーできる数値として設定。併せて全国に6万事業者存在する業界特性・振替輸送による代替可能性にも着目して設定。	を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・動態管理に係るOS ・動態管理に係るアプリケーション ・動態管理に係るサーバ装置 ・動態管理に係るネットワーク装置

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
⑦ 外航海運		い9 れも10%以上 ※輸送量、運航隻数のカバー率に着目 」、その半数程度をカバーできる数値とし、	荷役管理システム ※貨物の積卸に必要な配置計 画を一元作成することから対象と する。	・システムの保守点検・システムの運用	・積付け計画作成に係るソフトウェア ・積付け計画作成に係るサーバ装置
⑧ 航空	国内定期航空運送事業 国際航空運送事業	特定本邦航空運送事業者における国際線及び国内線の運航便数のシェア: 上位から順に60%を超えるまで ※運航便数のカバー率に着目し、その半数以上をカバーできる数値として設定。	※航空機の運航に不可欠な飛行計画を作成することから対象と	システムの保守点検	・計画作成に係るOS・計画作成に係るアプリケーション・計画作成に係るデータベース・計画作成に係るサーバ装置
9 空港			飛行場灯火定電流調整装置システム ※航空機の安全な離着陸を援助する灯火の制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・電流制御ソフトウェア ・制御基盤 ・操作・監視表示パネル

) / © [:\[\]	内之正五至血于不可			
対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
① 登録を要する電気通信事業 電気通信事業 (信	・メッセージ交換サービスのうち、利用者数が6,000万人以上であって、かつ公共サービスに利用されているものを提供する者。※上記の基準に該当する者の固定通信アクセス回線数シェアが過半を占める。※上記の基準に該当する者の海底ケーブル回線数シェアが過半を占める。※今後の基幹的な携帯電話網となる5Gを提供。 ※国民生活の基盤となるメッセージ交換サービスを国民の過半数以上に提供。	・交換機能を有する設備 ・電気通信設備の制御機能を有する設備 ・通信の接続又は認証に係る加入者管理機能を有する設備 ・海底ケーブルシステムの制御・監視機能を有する設備 メッセージ機能に係る設備 メッセージ機能に係る設備 ※電気通信の交換や制御等を司ることから対象とする。	・設備の保守点検 ・設備の運用	・業務アプリケーション ・OS ・サーバ ・ネットワークデバイス ・サイバーセキュリティに係る設備
電気通信事業法第164条第1項各号に 掲げる電気通信事業		_		

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
	衛星基幹放送	_	_	_	_
	移動受信用地上基幹放送	_	_	_	_
① 放送	地上基幹放送			・設備の保守点検 ・設備の運用	・エンコーダ ・多重化装置
② 郵便		に提供する者	配達総合情報システム ※配達原簿情報を一括管理し ていることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・業務アプリケーション ・OS ・サーバ ・区分機

注1 直近のテレビ普及率と国勢調査の世帯数ベースに計算した場合には、放送受信可能世帯数として1300万世帯に対応

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
13	銀行業 系統中央機関 が行うもの	銀行業を営む者のうち次の基準に該当する者 ・預金残高: 10兆円以上 又は ・口座数: 1,000万口座以上 又は ・ATM台数:1万台以上 ※指定事業者の預金残高シェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。 ※加えて口座数やATM台数が多く、その役務の機能停止の影響が広範に及び得る銀行も規制対象とする。 ※銀行間の取引に用いられる全銀ネットも別途の事業(資金清算業)で規制対象としている。 信用金庫法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、農林中央金庫法に基づき、系統中央機関の業務(預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引)を行う者(系統中央機関全者を指定)	ム ※銀行業の中心的な業務処理	・システムの保守点検 ・システムの運用	 業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア 端末系装置 周辺機器 サーバ装置 通信回線装置
	労働金庫が行うもの (注2)	_	_	_	_
	資金移動業	資金移動業を営む者のうち次の基準に該当するもの ・利用者数: 1,000万人以上 かつ ・年間取扱額: 4,000億円以上 ※指定事業者の利用者数の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに取扱額も考慮。	為替取引システム ※為替取引の中心的な業務処 理を担うことから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその 他の重要なソフトウェア・端末系装置・周辺機器・サーバ装置・通信回線装置
	上記以外のもの (信用組合等の協同組織 金融機関が行うもの等)				

注 2 労働金庫連合会が行うものと労働金庫が行うものとを分けて定めることができないことから指定対象としている。ただし、労働金庫が行うものであって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいと考えられるものはないことから、指定基準を定めないこととする。 11

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
① 金融	保険業	としく設定。 ※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響	保険金支払システム ※保険金支払の中心的な業務 処理を担うことから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	 業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア 端末系装置 周辺機器 サーバ装置 通信回線装置
	取引所金融商品市場の 開設の業務を行う事業	1(*あるも(ノ)をぼく。)			

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
	金融商品債務引受業	・第156条の19第1項の承認 を受けた者 (免許・承認を受けた者全者を指定)	清算システム ※清算業務処理の中心的な業 務処理を担うことから対象とする。		
13		・対り負産残局:30兆円以上 又は ・口座数:500万口座以上 ※指定事業者の預り資産のシェアの合計が5割紹を	注文約定システム ※第一種金融商品取引業の中心的な業務処理を担うごとから	・システムの保守点検	業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその 他の重要なソフトウェア 端末系装置
金融	信託業	(ごのるもの) ※指定事業者の信託財産額(再信託等) た額を除	財産管理システム ※信託業の中心的な業務処理 を担うことから対象とする	・システムの運用・周辺機器・サーバ装置・通信回線装置	・サーバ装置
	資金清算業	資金決済に関する法律第64条第1項の免許を受けた者 ※上記の免許を受けた資金清算機関は、金融機関間の資金決済を集中的に清算するため、指定対象とする。			

	対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
	第三者型前払式支払手段(資金決済に関する法律第4条各号に掲げるものを除く。)の発行の業務を行う事業	・その発行する第三者型前払式支払			
① 金 融	対金保険広第34条に規 定する業務を行う事業 農水産業協同組合貯金	預金保険法第34条に基づき事業を 行う者 (当該事業を行う者全者を指定) 農水産業協同組合貯金保険法第 34条に基づき事業を行う者 (当該事業を行う者全者を指定)	破綻処理業務システム ※破綻処理の中心的な業務処 理を担うことから対象とする。		・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその 他の重要なソフトウェア・端末系装置・周辺機器・サーバ装置・通信回線装置
	振替業	※上記の指定を受けた振替機関は、振替口座簿における株主等の権利の発生・移転・消滅の管理を集中的に担うため、指定対象とする。	振替システム ※振替業の中心的な業務処理 を担うことから対象とする。		
	電子債権記録業	電子記録債権法第51条第1項の 指定を受けた者 (電子記録債権の残高が1兆円未満である者を除く) ※債権額が少額の者は、電子債権の発生・譲渡・ 消滅の新規の記録が行えなくなったとしても、影響 が限定的。	電子債権記録システム※電子債権記録業の中心的な業務処理を担うことから対象とす		

対象分野(法律)/ 特定社会基盤事業 の指定(政令)	特定社会基盤事業者の 指定基準(省令)	特定重要設備 (省令)	重要維持管理等 (省令) ※詳細は各省において検討中	構成設備 (省令) ※詳細は各省において検討中
 包括信用購入あっせんの業務を 行う事業	・クレジットカード等の会員契約数: 1,000万以上かつ ・年間取扱高: 4兆円以上 ※年間取扱高、会員契約数それぞれの シェアの合計が大半を確保できる数値を 目安として設定。	②取引認証 ③決済電文受理 ④不正利用検知 ⑤信用照会	・システムの保守点検 ・システムの運用	 業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその 他の重要なソフトウェア 端末系装置 周辺機器 サーバ装置 通信回線装置

1. 規制対象に関する規定の検討状況

- 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における規制対象の 考え方
- 規制対象(特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成 設備)の案

2. 届出手続等に関する規定の検討状況

- ・ 導入等計画書の記載事項の考え方
- リスク管理措置の考え方
- ・ 再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方

3. 参考(技術的な解説等の検討状況)

- ・ クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方
- ・「軽微な変更」となるプログラムの変更に関する考え方
- ・ 特定重要設備の導入に携わる事業者についての考え方
- ・ 特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報についての考え方
- ・ 特定社会基盤事業者と実質的に同一と考えられる者等についての考え方
- ・ 入札と本制度における審査との関係

導入等計画書の記載事項の考え方①

特定重要設備の概要についての記載事項

基本指針における記載

➤ 法第52条第2項第1号の「特定重要設備の概要」とは、特定重要設備を特定するために必要となる、その種類、名称、機能、設置及び使用する場所等の事項をいう。



〈特定重要設備の概要として記載する事項の案〉 特定重要設備の種類、名称、機能、設置及び使用する場所

特定重要設備の導入の内容及び時期についての記載事項

基本指針における記載

- ▶ 同項第2号イの「導入の内容」とは、特定重要設備の導入の目的や、特定重要設備の導入に携わる事業者の名称等をいう。
- ▶ 同項第2号イの「導入の時期」とは、特定重要設備の導入に関する一連の行為(設計、開発、組立て、設置等)が完了し、役務の提供の用に供する時点をいう。



〈特定重要設備の導入の内容として記載する事項の案〉 導入の目的、導入に携わる事業者の名称

<特定重要設備の導入の時期として記載する事項の案> 導入に関する一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点

重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間についての記載事項

基本指針における記載

- ▶ 同項第3号イの「重要維持管理等の委託の内容」とは、重要維持管理等の目的、行わせる業務内容、重要維持管理等の実施場所等をいう。
- ➤ 同項第3号イの「重要維持管理等の委託の時期又は期間」とは、重要維持管理等には、単発・継続性のないもののほか、反復・継続的なものも想定されることから、その内容に応じて、重要維持管理等を行わせる時期又は期間を記載するものである。

<重要維持管理等の委託の内容として記載する事項の案>

重要維持管理等の目的、行わせる業務内容、重要維持管理等の実施場所

<重要維持管理等の委託の時期又は期間として記載する事項の案>

重要維持管理等を行わせる時期又は期間

導入等計画書の記載事項の考え方②

特定重要設備の供給者、重要維持管理等の委託の相手方に関する事項についての記載事項

基本指針における記載

- ▶ 同項第2号□の「特定重要設備の供給者に関する事項」及び同項第3号□の「重要維持管理等の委託の相手方に関する事項」とは、特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方を特定するために必要となる名称及び住所等の事項のほか、特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方に対する我が国の外部からの影響の有無やその程度を評価するために必要となる事項をいう。
- ▶ これらの事項を定める場合においては、他の制度における基準も考慮しつつ、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる範囲において、その 具体的な内容を定めることとする。

<特定重要設備の供給者に関する事項として記載する事項の案>

- 特定重要設備の供給者の名称、住所、設立国
- 特定重要設備の供給者の議決権の5%以上を直接保有する者に関する情報(名称、国籍等、議決権保有割合)
- 特定重要設備の供給者の役員等の氏名、生年月日、国籍
- 特定重要設備の供給者が過去3年間において、一の外国政府等(外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体)との売上高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合、その相手国及び割合
- 特定重要設備を製造する場所の所在する国又は地域

く重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として記載する事項の案>

- 重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所、設立国
- 重要維持管理等の委託の相手方の議決権の5%以上を直接保有する者に関する情報(名称、国籍等、議決権保有割合)
- 重要維持管理等の委託の相手方の役員等の氏名、生年月日、国籍
- 重要維持管理等の委託の相手方が過去3年間において、一の外国政府等(外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体)との売上高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合、その相手国及び割合

その他の記載事項(特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項)

基本指針における記載

▶ 同項第4号の「前3号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項」としては、例えば、特定社会基盤事業者が自ら講ずるべき特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるための有効な措置を、主務省令で定めることとなる。

くその他の記載事項の案〉 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に当たって実施するリスク管理措置

導入等計画書の記載事項(案)

特定重要設備の導入の場合	詳細
特定重要設備の概要	✓ 特定重要設備の種類、名称、機能、設置及び使用する場所
導入の内容及び時期	【内容】 ✓ 導入の目的、導入に携わる事業者の名称 【時期】 ✓ 導入に関する一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点
特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの	✓ 特定重要設備の供給者の名称、住所、設立国✓ 特定重要設備の供給者の議決権の5%以上を直接保有する者に関する情報(名称、<u>国籍等</u>、 議決権保有割合)
	 ✓ 特定重要設備の供給者の役員等(以下の①から⑦に掲げるもの)の氏名、生年月日、国籍 ① 株式会社:取締役、執行役 ② 持分会社:業務執行社員 ③ 一般社団法人:理事 ④ 一般財団法人:理事 ⑤ 中小企業等協同組合:理事 ⑥ 民法組合:組合員 ⑦ その他の法人又は団体:①から⑥までに定める者に準ずる者 ✓ 特定重要設備の供給者が過去3年間において、一の外国政府等(外国の政府、外国の政府、機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体)との売上
	機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行石のは外国の政党での他の政治団体)での完工高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合、その <u>相手国及び割合</u> ✓ 特定重要設備を製造する場所の所在する国又は地域 (注) <u>下線</u> は特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報。
特定重要設備の導入又は重要維持管理等の 委託に関する事項として主務省令で定める事項	✓ リスク管理措置

リスク管理措置の考え方

基本指針における記載

- ▶ 特定社会基盤事業者が、特定重要設備の導入やその重要維持管理等の委託について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効である。このリスク管理措置の実施に関する事項は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たり必要な要素となることから、その実施状況を導入等計画書の届出内容によって確認することとする。
- ▶ リスク管理措置としては、例えば次のようなものが考えられる。なお、リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない。また、事業所管大臣は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとするとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。



- ✓ 特定重要設備の導入等に当たって実施するリスク管理措置は、導入等計画書の届出内容によって確認する必要があり、また、事業者の予見性を高めるため、どのようなリスク管理措置を講じるべきか、具体的な内容を示すことが望ましい。そのため、以下「参考」において示すように、具体的な内容を列挙したもの(p.21~p.25に示す28項目)のうち、特定社会基盤事業者が実施した措置の項目にチェックを付し、導入等計画書に関する届出において提出させることとする。また、特定社会基盤事業者において主体的に実施している取組についても適切に評価できるよう、当該取組を記載する項目も設けることとする。なお、リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない。
- ✓ リスク管理措置の実施状況について、リスク管理措置の具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取組を適切に評価することが望ましいことから、必ずしも記載の具体的な内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考欄に記載した上でチェックを付すことを認めることとする。
- ✓ リスク管理措置の実施状況は審査において考慮する要素であるため、その実施状況を確認できることが必要である。そのため、導入等計画書の届出に当たっては、取組状況を確認できる資料を添付することとする。確認できる資料とは、例えば契約書やマニュアル等が考えられるが、事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば問題なく、これに限るものではない。

(参考) リスク管理措置の届出様式案(チェックボックス形式)

項目	チェックボックス	備考欄
(1-1)特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者(注)又は特定重要設備の供給者において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されることを確認している。 (注)例えば、導入前の設備のテスト段階において特定社会基盤事業者及び特定重要設備の供給者とは異なる者によって確認した場合を含む。	Ø	※左記と同一でない取組を行っている場合は、その内容を記載

(注)リスク管理措置のうち、一部の事項については、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に対して確認書類を提出することができるものとする。

(参考) リスク管理措置の例(案)①

リスク管理措置	リスク管理措置の具体例
リスク管理措置 ①特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	(1-1) 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者(注)又は特定重要設備の供給者において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されることを確認している。 (注)例えば、導入前の設備のテスト段階において特定社会基盤事業者(注2) 又は特定重要設備の供給者とは異なる者によって実施する場合を含む。 (1-2) 特定社会基盤事業者(注1) は、特定社会基盤事業者(注2) 又は特定重要設備の供給者とは異なる者によって実施する場合を含む。 (1-2) 特定社会基盤事業者(注1) は、特定社会基盤事業者(注2) 又は特定重要設備の供給者にかいて、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されることを確認している。 (注1) 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 (注2) 例えば、導入前の設備のテスト段階において特定社会基盤事業者及び特定重要設備の供給者とは異なる者によって実施する場合を含む。 (2-1) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件(特定重要設備の供給者と関新のセキュリティバッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等)を導入までに実装することを確認している。 (2-2) 特定社会基盤事業者(注) は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件(構成設備に最新のセキュリティバッチが適用されているか否が、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等)を導入までに実装することを確認している。 (注) 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 (1-2) 特定社会基盤事業者(注2) は、構成設備の供給者が、特定重要設備の開発工程において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。 (3-1) 特定社会基盤事業者(注2) は、構成設備の供給者が、構成設備の開発工程において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。 (4-2) 特定社会基盤事業者(注) は、構成設備の供給者が、構成設備の製造過程における不正行為(例えば不正な変更等)の有無について、定期的な確認を行うことを確認している。
	(注) 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。
	(注)特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 (5-1)特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境(システム開発環境を含む。)において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な従業員を物理的(監視カメラ等の入退室管理等)かつ論理的(データやシステム等へのアクセス制
	御)に適切に制限することを確認している。
	│ <u>(5-2)</u> 特定社会基盤事業者(注)は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境(システム開発環境を含む。)において、定められた要員 │以外がアクセスできないよう、アクセス可能な従業員を物理的(監視カメラ等の入退室管理等)かつ論理的(データやシステム等へのアクセス制御) │に適切に制限することを確認している。
	(注)特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。

(参考) リスク管理措置の例(案)②

117万签证##	117.5签两块架A.E.从间
リスク管理措置	URL DE LA COMPANIE D La companie De la Companie D
①特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	(6)特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合に、不正なアクセス等を防ぐための利用マニュアル・ガイダンス等を 自ら整備・実施している。
	(7)特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置に際して不正な変更等を加えることを防止する体制を確立していることを確認している。
	(8-1)特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が 詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。
	<u>(8-2)</u> 特定社会基盤事業者(注)は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が、詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。 (注)特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。
②特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。	(9-1)特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証(故障対応や脆弱性対応等)が十分に講じられていることを確認している。
	<u>(9-2)</u> 特定社会基盤事業者(注)は、構成設備の供給者によるサービス保証(故障対応や脆弱性対応等)が十分に講じられていることを 確認している。 (注)特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。
	(10-1) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の保守・点検等が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を 自ら講じている。
	│ <u>(10−2)</u> 特定社会基盤事業者(注)は、構成設備の保守・点検等が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策 │を自ら講じている。 │(注)特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。
③特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となって	(11)特定社会基盤事業者は、ランサムウェア等に感染した場合の特定重要設備及び構成設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制(バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等)について、自ら整備している。
	(12)特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制(マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等)を自ら整備している。
	(13)特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを 講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装することを確認している。
いる。	

(参考) リスク管理措置の例(案)③

リスク管理措置	リスク管理措置の具体例
④委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託(再委託された重要維持管理等の全部又は一部が更に委託されるものを含む。以下同じ。)を含む。)を受けた者(その従業員等を含む。)によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	(14-1)特定社会基盤事業者は、委託の相手方において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認 に関する手順が明確に定められており、ログや順守状況の確認等により不正行為の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。
	(14-2)特定社会基盤事業者(注)は、再委託の相手方において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及び その確認に関する手順が明確に定められており、ログや順守状況の確認等により不正行為の有無を定期的又は随時に確認することについて確認 している。
	(注) 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。 (15)特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っている、また、導入予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。
	(16)特定社会基盤事業者は、委託の相手方が保有している設計書や設備等の情報について、定められた要員以外が当該情報にアクセスできないようにするなど、要員を物理的(監視カメラ等の入退室管理等)かつ論理的(データやシステムへのアクセス防御)に適切に制限することを確認している。
	(17)特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者自らや委託の相手方が、重要維持管理等の実施環境において、定められた要員以外がアクセスできないようにするなど、運用要員を物理的(監視カメラ等の入退室管理等)かつ論理的(データやシステムへのアクセス防御)に適切に制限することを確認している。
	(18-1)特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、作業担当者や管理責任者に対して、サイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的(年間1回以上)に実施しており、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※検定等の取得を求めるものではない。
	(18-2)特定社会基盤事業者(注)は、再委託の相手方が、作業担当者や管理責任者に対して、サイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的(年間1回以上)に実施しており、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※検定等の取得を求めるものではない。 (注)委託の相手方を通じて確認している場合も含む。
⑤重要維持管理等の再委託が 行われる場合においては、再委託 を受けた者のサイバーセキュリティ	(19)特定社会基盤事業者は、例えば、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを契約の要件とし、 再委託を受けた者に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を得ることを契約の要件とする等により、最終委託先ま でを把握している。
対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基	(20)特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約書において再委託を受けた者が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を 確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。
盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。	(21-1)特定社会基盤事業者は、委託の相手方の事業安定性を、委託の相手方の事業計画(例えば、中期経営計画等)、資産状
⑥特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。	況及び役務の提供実績等により確認している。
	<u>(21-2)</u> 特定社会基盤事業者(注)は、再委託の相手方の事業の安定性を、再委託の相手方の事業計画(例えば、中期経営計画 等)、資産状況及び役務の提供実績等を確認している。 (注)委託の相手方を通じて確認している場合も含む。

(参考) リスク管理措置の例(案)④

リスク管理措置	リスク管理措置の具体例
⑦特定社会基盤事業者が、 特定重要設備及び構成設 備の供給者や委託(再委 託を含む。)の相手方について、過去の実績を含め、我 が国の法令や国際的に受け 入れられた基準等の遵守状 況を確認している。	(22-1)特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準 (それに基づいて各国で整備されている規制等を含む)に反していないことを確認している。 ※国内の関連法規としては各特定社会基盤事業を規律する法律や外国為替及び外国貿易法等が、国際的に受け入れられた基準としては国連決 議等がある。
	(22-2) 特定社会基盤事業者(注)は、構成設備の供給者が、過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて各国で整備されている規制等を含む)に反していないことを確認している。 (注)特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※国内の関連法規としては各特定社会基盤事業を規律する法律や外国為替及び外国貿易法等が、国際的に受け入れられた基準としては国連決議等がある。
	議等がある。 (23-1)特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(それに 基づいて各国で整備されている規制等を含む)に反していないことを確認している。 ※国内の関連法規としては各特定社会基盤事業を規律する法律や外国為替及び外国貿易法等が、国際的に受け入れられた基準としては国連決 議等がある。
	(23-2)特定社会基盤事業者(注)は、再委託の相手方が、過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準 (それに基づいて各国で整備されている規制等を含む)に反していないことを確認している。 (注)委託の相手方を通じて確認している場合も含む。 ※国内の関連法規としては各特定社会基盤事業を規律する法律や外国為替及び外国貿易法等が、国際的に受け入れられた基準としては国連決議等がある。
⑧特定社会基盤事業者が、 特定重要設備及び構成設備の供給や委託(再委託を含む。)した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。	(24-1)特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。
	(24-2)特定社会基盤事業者(注)は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対して報告することを契約等により担保している。 (注)特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。
	(25-1)特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。
	<u>(25-2)</u> 特定社会基盤事業者(注)は、再委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は委託元に対して報告することを契約等により担保している。 (注)委託の相手方を通じて確認している場合も含む。
	(26)特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し及び使用する場所若しくは重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等(供給者の議決権の50%を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。)の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。

(参考)リスク管理措置の例(案)⑤

リスク管理措置	リスク管理措置の具体例
⑨特定社会基盤事業者が、 特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(再委託を含む。)の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	(27)特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(再委託先を含む。)の相手方の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品の製造等や重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 (28)特定社会基盤事業者は、契約締結後に(27)の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。

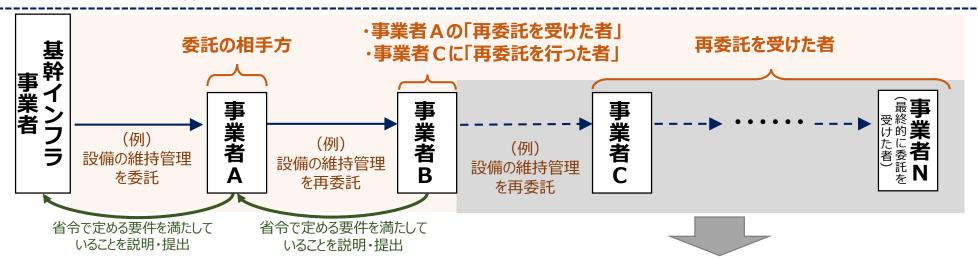
- ※ リスク管理措置の実施を確認できる書類(確認書類)を添付すること。
- ※ 確認書類については、例えば契約書やマニュアル等が考えられる。具体的には、各省庁において事業毎の性質等も踏まえて、リスク管理措置が実質的に担保できていると判断できる書類であれば問題ない。
- ※ 下線の事項については、確認書類を含めて、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる。

再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方

基本指針における記載

※要件を主務省令で定めた上で、具体的な対応等を、必要に応じ技術的な解説として作成・公表することを想定。

再委託を行った重要維持管理等の全部又は一部を更に委託することもあるところ、特定妨害行為の防止の観点からは、最終的に委託を受けた者までの情報が導入等計画書に記載されることが原則である。ただし、**再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の 手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合として、事業所管大臣が定める場合**に該当するときは、当該再委託を行った者までの情報の届出とすることを認めることとする。この場合の詳細については主務省令において定めることとするが、例えば、再委託を行った者が、現に行われる業務及び以後の再委託を受けた者を適切に管理していると認められる場合等が考えられる。



再委託先についての情報の省略が可能な場合とは、次の4要件の全てを満たした場合が適切であると考えられる。

要件①: 特定社会基盤事業者は、例えば、**委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを契約の要件**とし、**再委託を受けた者** に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を得ることを契約の要件とする等により、最終委託先までを把握している。

要件②:特定社会基盤事業者又は届出を省略する直前の事業者は、重要維持管理等の実施環境を提供する事業者又は届出を省略する以降の重要維持管理等を実施する事業者が、定められた運用要員以外がアクセスできないようにするなど物理的(入退室管理等)かつ論理的(データやシステムへのアクセス制御)にアクセス可能な者を適切に制限した環境で重要維持管理等を実施することを契約等で担保しており、また、そのことを確認している。

要件③:特定社会基盤事業者又は届出を省略する直前の事業者は、重要維持管理等の実施環境を提供する事業者又は届出を省略する以降の重要維持管理等を実施する事業者が、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順を明確に定め、ログや当該手順の順守状況の確認等により不正行為の有無を自ら定期的に又は随時に確認することを契約等で担保しており、また、そのことを確認している。

要件④: 特定社会基盤事業者又は届出を省略する直前の事業者は、届出を省略する以降の重要維持管理等を実施する事業者に対して定期的に又は随時に監査を行う等により、要件②及び③を含む措置等を遵守していることが確認できることを契約等で担保しており、また、そのことを確認している。

1. 規制対象に関する規定の検討状況

- 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における規制対象の 考え方
- 規制対象(特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成 設備)の案

2. 届出手続等に関する規定の検討状況

- ・ 導入等計画書の記載事項の考え方
- リスク管理措置の考え方
- 再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方

3. 参考(技術的な解説等の検討状況)

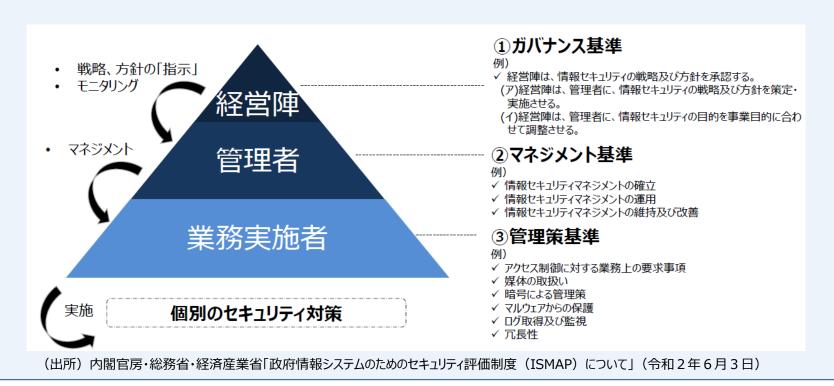
- クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方
- ・「軽微な変更」となるプログラムの変更に関する考え方
- 特定重要設備の導入に携わる事業者についての考え方
- 特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報についての考え方
- 特定社会基盤事業者と実質的に同一と考えられる者等についての考え方
- ・ 入札と本制度における審査との関係

クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方

クラウドサービスを利用する場合の基本的な考え方

※省略できる届出事項と要件を主務省令(様式)で定め、必要に応じ技術的な解説で補足等を行うことを想定。

- 🗸 特定重要設備は、他の事業者が提供するクラウドサービスを利用して構築されることも想定される。
- ✓ クラウドサービスについては、政府が求めるセキュリティ要求を満たしたサービスを予め評価・登録する制度(ISMAP)が既に整備されているところ、事業者負担の軽減の観点から、ISMAPを取得しているものについては、当該制度において確認している事項等に係る情報の届出を省略することを可能とすることが適切であると考えられる。
 - ▶ ISMAPは、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録する制度。
 - ▶ 政府機関等はクラウドサービスを調達する際に原則、ISMAPクラウドサービスリストに登録されたサービスから調達を行う。
 - ➤ 登録の申請にあたっては、①ガバナンス基準、②マネジメント基準、③管理策基準によって構成されるISMAP管理基準に 沿ったセキュリティ対策を行っていることについて、監査法人による監査を受けなければならない。



「軽微な変更」となるプログラムの変更に関する考え方

基本指針における記載

※「軽微な変更」に該当する要件は主務省令で定めた上で、その具体例について必要に応じ技術的な解説として作成・公表を想定。

特定重要設備にはプログラムが含まれ、また、設備、機器又は装置にもプログラムを含むものがあるところ、それらについて、導入等計画書に記載した機能に関係する変更を加える場合(新たな機能の追加を行う場合を含む。)は、原則、導入等計画書の変更の届出、新たな特定重要設備の導入の届出又は構成設備の変更の報告が必要となる。他方、**導入等計画書に記載した機能に関係する変更を伴わない変更※を行う場合については、軽微な変更として届出等を不要とすることとする**。 ※ 例えば日常的なバグ修正等のアップデートを行う場合が想定される。

- ✓ 導入等計画書に記載する特定重要設備の「機能」とは、特定社会基盤役務の提供に当たって当該特定重要設備が果たす役割について記載することを予定(一の特定重要設備に対し、複数の「機能」を記載することもあり得る)。
- ✓ 構成設備の「機能」については、当該構成設備が一部を構成する特定重要設備を動作させるために果たす役割について記載することを予定。
- ✓ どのような粒度で、どのような「機能」を記載するかは、特定重要設備ごとの実態を踏まえる必要がある。
- ✓ 軽微な変更として届出や報告が不要となるものについて、各事業に共通する例として現在検討しているものは次の5点。
- ✓ 実際の軽微な変更の範囲は、特定重要設備ごとの実態を踏まえる必要がある。
 - バグ修正のみを行うもので、「機能」の動作に影響のない変更
 - 導入後、設計段階で想定されていた「機能」の動作と異なる動作を行う場合に、プログラムを供給した者が行うそれを是正するための バグ修正
 - 「機能」の動作に影響を及ぼさない、「機能」とは別の機能の追加
 - ユーザインターフェースのみを変更する、「機能」の動作に影響のない変更
 - パッケージソフトウェア(既製品)については、パッケージソフトウェアそのものの入れ替えを伴わない、パッケージソフトウェアを供給した者が行うアップデートによる変更

特定重要設備の導入に携わる事業者についての考え方

※届出が必要となる導入に携わる事業者の範囲及び導入等計画書への記載事項は主務省令で規定。 どのような場合に省令に規定する事業者に該当するか等の具体例について必要に応じ技術的な解説として作成・公表を想定。

基本指針における記載

導入に携わる事業者とは、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する 事業者までを含む。例えば、特定社会基盤事業者が特定重要設備について販売会社を経由して供給者から調達する場合は、販売会社の名称等を届け出る必要がある。

- ▶ 特定重要設備の導入に関する一連の行為(設計、開発、組立て、設置等)が完了し、特定重要設備の機能が充足されるまでの過程において、当該機能に対して不正なプログラムを埋め込む等の変更を加える等、特定重要設備の導入に対する妨害行為が可能な者については、特定妨害行為の防止の観点からは審査を行う必要性がある。他方で、このような事業者の範囲は、特定社会基盤事業者の負担等の経済活動に与える影響に鑑みれば、対象を真に必要な範囲に限定していく必要がある。
- ▶ 具体的な対象範囲は、特定重要設備の導入に係る実態を踏まえ、特定社会基盤事業ごとに定めることが望ましいが、次のような事業者については、本制度において対象とすることを予定している特定社会基盤事業に共通して、審査を行う必要性があると考えられる。
 - √ 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に存在する販売者

商社など、特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在する販売者は、特定重要設備の供給者と直接接点を有し、その供給に係る経路等を管理し得る場合や、一時的に特定重要設備の所有権を有する場合もあることから、導入に携わるその他の事業者に比しても、特定重要設備の導入に当たって重要な役割を果たしていると考えられる。

✓ 特定重要設備の導入前にセキュリティテストを実施する者

特定重要設備の導入に当たっては、一定のセキュリティテストを外部の者に委託して行う場合がある。このようなセキュリティテストを実施する者は、セキュリティテストの実施に当たって特定重要設備の詳細な情報を把握する可能性があり、また、特定重要設備の脆弱性等を看過すること等も可能であることから、導入に携わるその他の事業者に比しても、特定重要設備の導入に当たっての安全性等の確認において重要な役割を果たしていると考えられる。

▶ これらの導入に携わる事業者について、導入等計画書にどのような事項を記載するかは、引き続き検討を行うこととする。

特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報についての考え方

※直接事業所管大臣に提出することができる情報の範囲は主務省令で規定。届出の方法等の具体的な運用については、技術的な解説として作成・公表を想定。

基本指針における記載

導入等計画書に記載すべき事項には、特定重要設備の供給者等が保有する情報であって特に機微である等の事情により、特定 社会基盤事業者等に提供することが困難である情報が含まれ得ることに鑑み、事業所管大臣は、そのような情報については、特定 社会基盤事業者等を経由することなく、直接事業所管大臣に提出することができるよう配慮する。

- » 次の事項については、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接事業所管大臣に提出することができることと する。
 - ※構成設備の供給者にあっては特定重要設備の供給者、重要維持管理等の再委託の相手方にあっては委託の相手方を経由 することなく届け出ることができることとする。
- 届出の提出方法等の具体的な運用については引き続き検討を進める。
 - ✓ 特定重要設備の供給者等に関する事項関係(経済安全保障推進法第52条第2項第1号から第3号まで)
 - ・ 議決権保有者の国籍等
 - 供給者等の役員等の生年月日、国籍
 - ・ 外国政府等との取引高の割合及び相手国
 - ✓ リスク管理措置関係(経済安全保障推進法第52条第2項第4号)
 - ・ 「特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む」の記述があるもの
 - 「委託の相手方を通じて確認している場合も含む」の記述があるもの

特定社会基盤事業者と実質的に同一と考えられる者等についての考え方

特定社会基盤事業者と実質的に同一と考えられる者等についての考え方(案)

※政令で規定。細目に係る部分は下位法令に一部委任があり得る。

- ✓ 経済安全保障推進法第52条第1項は、特定重要設備の導入を行う特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を当該特定社会基盤事業者が行う場合には、導入等計画書の届出を不要としている。(当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。※)
 - ※ 例えば子会社が、上記政令で定める者以外の者を含む者から一括で調達し特定社会基盤事業者に納入するといった場合には導入等計画書の届出は不要とならない。
- ✓ 上記政令で定める範囲については、同法の規定の趣旨に鑑みれば、妨害行為を行う可能性が非常に低いと考えられる一定の 属性を有する者について、このような取扱いをすることが適当と考えられる。
- ✓ 上記を踏まえ、このような者に該当する者として、①特定社会基盤事業者が設備の供給者の事業の方針の決定等を支配して おり、特定妨害行為を行わせないことが可能であると考えられる者 認められる者)及び②設備供給者の性質上、経営上の支配権を外部の主体が有し影響を与える蓋然性が非常に低いと考えられる者 れる者を定めることとする。

①特定社会基盤事業者が設備の供給者の事業の方針の決定等を支配しており、特定妨害行為を行わせないことが可能であると考えられる者

【具体的な対象(案)】

- ・ 子法人及び孫法人(特定社会基盤事業者が財務及び営業又は事 業の方針を決定する機関を支配している法人)
- ※親法人や兄弟法人は対象としない。

②設備供給者の性質上、経営上の支配権を外部の主体が有し 影響を与える蓋然性が非常に低いと考えられる者

【具体的な対象(案)】

- 国の機関
- 地方公共団体
- ・独立行政法人及び地方独立行政法人のうち、主務大臣又は地方 公共団体の長による法人の長の指名又は任命及び是正命令等の 規定があるもの

入札と本制度における審査との関係(ガイドライン策定にむけた考え方)①

基幹インフラ基本指針(抜粋)

第5章 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者との連携に関する事項

第1節 特定妨害行為の防止に関する連携及び助言

なお、<u>事業所管大臣は本制度が既存の入札に関する制度に基づく手続と整合的な運用となるよう留意するとともに、適切な情報提供</u>等を行う。

- 特定社会基盤事業者の中には、特殊法人や地方公共団体が含まれる可能性がある。当該事業者は、特定重要設備の導入等に当たっては、法の施行 後は、導入等計画書を事業所管大臣に届け出た上で、審査を受けなければならないこととされている。
- 一方で、特殊法人や地方公共団体は、各種法令等(政府調達に関する協定や地方自治法等)により調達の手続が規定されているところ、調達先事業者等の選定に当たってはこの手続を遵守する必要がある。そのため、経済安全保障推進法の手続と既存の入札に関する制度に基づく手続との間で支障が生じないようにする必要がある。
- ガイドラインにおいては、経済安全保障推進法の手続と既存の入札に関する制度に基づく手続との整合性について、一般競争入札に当たっての留意点と 既存の入札制度における以下の各類型に関して整理する(指名競争入札についても準用される。)。
 - (ケース1) 総合評価落札方式の場合
 - (ケース2) 最低価格落札方式の場合

入札と本制度における審査との関係(ガイドライン策定にむけた考え方)②

1. 公告・仕様書等の記載

- 特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託に当たっては、特定社会基盤事業者が経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要があり、公告・ 仕様書等においても、関連する内容を盛り込む必要がある。入札者は、特に、経済安全保障推進法に基づく審査を受けるために情報の提出が求められる ことや、審査の結果として、追加的な対応が求められる場合又は落札者とされない若しくは契約解除をされる場合等(※)があることについて、明記する 必要がある。
- (※)入札と本制度の関係に関わらず、一般に契約締結後に本制度の審査が行われた場合、審査の結果として「導入の中止」等の勧告がなされれば、契約の解除となることが想定され得る。この場合における契約条項のあり方については、関係省庁とも連携しつつ、引き続き検討していく。

1.1 公告・仕様書等に盛り込む内容

● 経済安全保障推進法の対象となった調達については、特定社会基盤事業者は、経済安全保障推進法に基づく審査を受けるために情報の提出が必要となることや、審査の結果として、入札者は、特定社会基盤事業者から追加的な対応が求められる場合又は落札者とされない若しくは契約解除をされる場合等がある。そのため、公告・仕様書等において、その旨を以下の記載例を参考に明記しておく必要がある。

<記載内容の例>

- ① 特定社会基盤事業者は、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要があります。そのため、入札者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者に関する事項について提出を求められることとなるほか、審査の結果、落札者とされない場合や他に手段がないときは契約解除をされる場合等があります。
- ② 特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果、追加的な対応が求められることや『導入の中止』等の勧告を受ける場合があります。その ため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応を求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性があります。

1.2 事業所管大臣に対する事前相談

● 公告・什様書等には上記1.1の内容を盛り込むことが必要であり、記載内容については、事業所管大臣に対して相談を行うことが可能である。

2. 評価基準の作成 【総合評価方式に経済安全保障推進法の審査を組み込む場合】

● 入札に当たっては、価格面のみならず総合的な評価を行う契約方式を採用することも可能。その場合においては、評価に際して経済安全保障推進法に基づく審査結果も踏まえる必要があるため、経済安全保障推進法の審査結果について適切に評価基準を設定する必要がある。

2.1 評価基準に盛り込む内容

● 経済安全保障推進法の審査に係る評価基準としては、以下の内容が考えられる。

<評価基準の例>

「経済安全保障推進法に基づく審査の結果、『導入の中止』等の勧告が行われていないか」※重要維持管理等の委託を行う際も、これに準ずる。

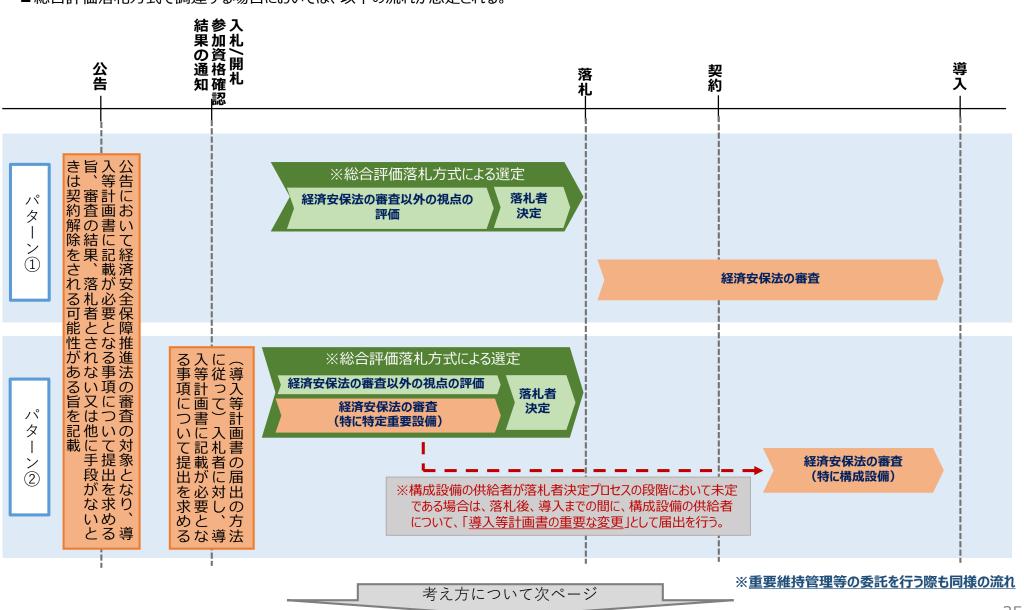
2.2 事業所管大臣に対する事前相談

● 経済安全保障推進法の審査結果に関する評価基準について、総合評価方式の評価基準に盛り込む場合には、記載内容については事業所管大臣に相談を行うことが可能である。

入札と本制度における審査との関係(ガイドライン策定にむけた考え方) ③

(ケース1)総合評価落札方式

■総合評価落札方式で調達する場合においては、以下の流れが想定される。



入札と本制度における審査との関係(ガイドライン策定にむけた考え方)④

(ケース1)総合評価落札方式

【パターン1】

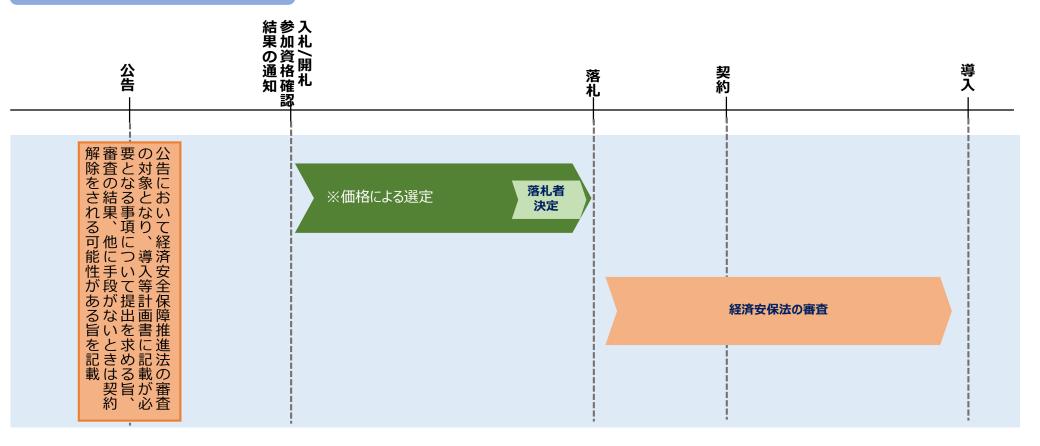
- 総合評価方式によって落札者を決定し、当該落札者について、特定社会基盤事業者が事業所管大臣に導入等計画書を提出することが考えられる。
- このパターンでは、当該落札者について審査の結果、「導入の中止」等の勧告がなされる場合があり、その場合は再入札を実施する必要が生じる。

【パターン2】

- 特定社会基盤事業者は導入等計画書に記載が必要となる事項について、入札者に求める。
- 総合評価方式で入札を実施し、特定社会基盤事業者の落札者決定基準に、経済安全保障推進法に基づく審査の結果についても含めることとし、開札から落札までの間に、特定社会基盤事業者は事業所管大臣に対し、入札者に関する情報を記載した導入等計画書を届け出て審査を受ける。
- (※) なお、入札時点においては、構成設備の供給者等は決定していないことが想定されるため、その場合は、構成設備の供給者等に関する事項を「未定」 とした上で届出を行うことを想定している。
- 事業所管大臣は、審査の結果、必要に応じて『導入の中止』等の勧告等を実施。特定社会基盤事業者は、審査の結果も踏まえた上で落札者を決定する。
- その後、特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者等に関しても定まり次第、重要な変更として導入等計画書を提出することが考えられる。
- このパターンでは、特定重要設備の供給者等がまず決定し、その後構成設備の供給者等が決定するため、審査の結果再入札が必要になる等の事態が生じることが避けられる。
- (※) 導入等計画書の届出の方法については、例えば、以下のような在り方が考えられる。どのような方法が望ましいかは、必要に応じて事業所管大臣と相談しつつ、決定されたい。
- ① 経済安全保障推進法に基づく審査の結果以外の評点において順位第一位となった者が提出した情報を踏まえ、特定社会基盤事業者は、事業所管大臣に対し導入等計画書の届出を行う。事業所管大臣は、審査の結果、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと評価した場合、必要に応じて『導入の中止』の勧告等を実施する。その結果として、総合評価方式の順位第一位が変更となった場合、新たに順位第一位となった入札者について、改めて特定社会基盤事業者は事業所管大臣に届出を行い、再審査を受けることとする。
- ② 入札者全者について、導入等計画書を提出し、事業所管大臣の審査を受ける。

入札と本制度における審査との関係(ガイドライン策定にむけた考え方)⑤

(ケース2) 最低価格落札方式



- ※重要維持管理等の委託を行う際も同様の流れ
- 最低価格落札方式によって落札者を決定し、当該落札者について、特定社会基盤事業者が事業所管大臣に導入等計画書を提出することが考えられる。
- このパターンでは、導入等計画書について審査の結果、「導入の中止」等の勧告がなされる場合があり、その場合は再入札を実施する必要が生じる。